

## 総務室統計担当会計年度任用職員の名簿登録者募集要項

令和2年4月1日以降に任用する会計年度任用職員の登録者を次のとおり募集します。繁忙期など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。

任用の場合は所属の担当者から連絡します。

※登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和3年3月31日まで有効です。

### 1 募集職種

統計事務補助

### 2 主な勤務内容

国勢調査等の統計調査に関する事務補助

### 3 募集対象

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

#### 欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 勤務条件

任用期間	任用期間は2か月超えの長期から、2か月以内の短期まで様々ですが、長期の場合であっても最長令和3年3月31日までです。（詳細は任用に際して担当者からの連絡時等に御確認ください。） ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月曜日～金曜日（原則） （時期や体制等により異なる場合があります。詳細は任用に際して担当者からの連絡時等に御確認ください。）

勤務時間	週38時間45分 9時から17時30分まで（休憩時間45分） （時期や体制等により異なる場合があります。詳細は任用に際して担当者からの連絡時等に御確認ください。） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
週休日及び休日	勤務日以外の日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日
勤務場所	市役所本庁舎（吹田市泉町1丁目3番40号）
給与	日額7,305円（別途地域手当12%支給） （上記の額は1日7時間45分勤務した際の額であり、勤務時間により変動します。）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。（その他、一定の条件のもと退職手当の支給があります。）
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与します。
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等 （フルタイム勤務が継続して1年を超えた場合は、大阪府市町村共済に加入します。）
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月（または実勤務日数が15日を満たすまでの期間）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

- ※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
- ※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。
- ※4 任用の場合は所属の担当者から連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問い合わせください。

## 5 登録手続

所定の用紙に必要事項を記入し、下記に郵送または持参してください。

（郵送の場合、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録票 在中」とご記入ください。）

## 6 問合せ先

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 総務部総務室 統計担当

電話 06-6384-1627